

●香川県監査委員公表第10号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、監査の結果に基づき又は監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があつたので、次のとおり公表する。

平成27年4月28日

香川県監査委員 林 勲
同 大西 均
同 山田 正芳
同 十河 直

- 1 監査対象部局 公安委員会
- 2 監査対象年度 平成26年度
- 3 措置の状況

監査の結果（対象機関）		措置の状況
指導注意事項	<p>ア 収入について</p> <p>(ア) 自動販売機の設置料に係る収入手続が遅延していた。 (高松南警察署)</p> <p>(イ) 証紙収納簿及び証紙収納報告書の一部に記載誤りがあった。</p> <p>また、証紙を貼付した書類に月ごとの通し番号が記入されていなかった。 (小豆警察署)</p> <p>イ 契約について</p> <p>空調設備保守点検業務委託について、前年度に指導したにもかかわらず、業務仕様書に記載された機器の型番と保守点検報告書とが一致しないなかつた。また、一部の機器（全熱交換機）の点検結果が記載されていなかつた。 (機動隊)</p>	<p>ア 収入について</p> <p>(ア) 未調定に気付き、直ちに収入手続を行った。今後は年度当初に必要な収入手続を行うなど、香川県会計規則に従つた適正な事務処理を行うよう改めた。</p> <p>(イ) 直ちに証紙収納簿の誤りを訂正するとともに、証紙収納報告書も訂正した。また、証紙を貼付した書類に月ごとの通し番号を記入した。</p> <p>今後、香川県証紙条例施行規則に従つた適正な事務処理を行うとともに、複数の職員による確認を徹底する。</p> <p>イ 契約について</p> <p>直ちに正当な保守点検報告書を委託業者から提出させ、検査検収を行つた。今後、業務仕様書と保守点検報告書の内容の確認をはじめ、事務処理を適切に行うよう関係職員に改めて周知するとともに、複数の職員による点検を徹底する。</p>